

議案第三十九号

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

秋田県立特別支援学校学則（昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表秋田県立秋田きらり支援学校の項中「三五」を「二四」に改め、同表秋田県立栗田養護学校の項中「八〇」を「八八」に改め、同表秋田県立ゆり養護学校の項中「六五」を「五七」に改め、同表秋田県立横手養護学校の項中「五六」を「四八」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十六年九月五日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

秋田県立特別支援学校高等部への入学希望者の増減に伴い、生徒の定員を改める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

秋田県立特別支援学校高等部への入学希望者の増減に伴い、生徒の定員を改める必要がある。

### 2 改正内容

秋田県立特別支援学校高等部の生徒の定員を次のように改めることとする。

(別表関係)

名称	部科	学科	改正前	改正後
秋田県立 秋田きらり支援学校	高等部	普通科	35	24
秋田県立栗田養護学校	高等部	普通科	80	88
秋田県立ゆり養護学校	高等部	普通科	65	57
秋田県立横手養護学校	高等部	普通科	56	48

### 3 施行期日

この規則は、平成27年4月1日から施行することとする。



略	
略	高等部
略	普通科
略	三年
略	四八
略	略

略	
略	高等部
略	普通科
略	三年
略	五六
略	略